

平成29年6月13日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時0分 開議)

(出席議員 15名)

1番	中 谷 松 助
2番	福 田 晃 悦
3番	稲 岡 健太郎
4番	南 正 紀
5番	寺 井 強
6番	堂 下 健 一
7番	南 政 夫
8番	下 池 外巳造
9番	須 磨 隆 正
10番	越 後 敏 明
11番	田 中 正 文
12番	富 澤 軒 康
13番	櫻 井 俊 一
14番	林 一 夫
15番	戸 坂 忠寸計

(欠席議員 1名)

16番	久 木 拓 栄
-----	---------

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	守 田 廣 三
総 務 課 長	新 田 辰 巳
富 来 支 所 長	本 吉 茂 樹
企画財政課長	増 田 廣 樹
企画財政課ふるさと創生室長	出 崎 茂 男
情報推進課長	門 口 和 彦
税 務 課 長	岡 部 亮

住 民 課 長	西 清 孝
健康福祉課長	川 畑 智
環境安全課長	荒 川 仁
商工観光課長	浜 村 大
農林水産課長	北 富美夫
まち整備課長兼上下水道室長	関 田 勝 行
会計管理者(会計課長)	山 口 勝 好
富来病院事務長	高 野 正
学校教育課長	山 本 政 人
生涯学習課長	平 井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	竹 内 伸 二
議会事務局参事	村 井 直
議会事務局主幹	宮 川 信 顕

(議事日程)

日 程 第 1 町長提出 報告第1号ないし第16号及び議案第36号ないし第43号並びに町政一般(質疑、質問)

日 程 第 2 町長提出 報告第1号ないし第16号及び議案第36号ないし第43号並びに請願第2号ないし第4号(委員会付託)

(開 議)

南政夫議長 ただ今の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 町長提出 報告第1号ないし第16号及び議案第36号ないし第43号並びに町政一般(質疑、質問)

南政夫議長 日程に入り、町長から提出のありました、報告第1号ないし第16号及び議案第36号ないし第43号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を行います。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。会議規則第56条第1項及び志賀町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第9条の規定により、各議員の発言は、執行部側の答弁も含め概ね30分以内とします。

それでは、発言を許します。

2番 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい、議長。

おはようございます。2番 福田晃悦です。本日は、通告どおり4点質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初の質問です。子育てに関する行政窓口についてです。

現在、本町では子育てに関する行政窓口が、本庁舎内の住民課と志賀町文化ホールに隣接する保健福祉センターの2か所に分かれております。庁舎内住民課の児童福祉の窓口では、子ども・子育て支援、児童福祉施設の管理及び整備、保育所の入所運営、保育料、児童手当、乳幼児・児童の医療費助成、児童館、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターなどを担当しております。

そして、文化ホールに隣接する保健福祉センターでは、町民の健康づくりのための保健事業として、子どもから高齢者まで様々な年代の方を対象に健康診査、健康相談、健康教育、予防接種、訪問指導などを通して健康の保持・増進を図っております。

子育てを支援する主な事業としては、母子保健事業、乳幼児健診や育児支援教室、赤ちゃん訪問など、予防接種事業、児童相談担当、児童相談室、子ども虐待防止、母子父子福祉、ひとり親家庭等医療費助成、要保護児童対策地域協議会など、栄養改善事業、食育促進活動、栄養教室などがあり、この他にも様々な支援窓口として機能しております。

確かに、それぞれの窓口事業を文字で並べますと、まったく別の子育て支援事業を展開していることは理解できますが、子育てを行うお母さんや近年の流行言葉を借りますと、イクメンのお父さんには、いささか子育てに関係する窓口が、同じ高浜町地内とはいえ、離れて2か所あるように感じるのは納得がいきます。

本年2月に発足し、これまで2回開催された志賀町子ども・子育て委員会での委員や保護者アンケートでも、私も委員の一人ではありますが、これらに関する意見が出されており、やはり、委員の中からも子育てに関する窓口の一本化への

声が多くありました。こちらの場合の手続きは住民課に、こちらの場合や手続きは保健福祉センターにといった、一般的によく耳にする、たらい回しの行政の窓口にもなりかねません。

本年3月に策定され、町内に配布された第2次志賀町総合計画にあります本町の7つの課題のうち、次代を担う人を育む子育て支援・教育の充実と、行財政運営の効率化と行政サービスの充実を挙げており、新たに組織編制し、新年度が始まったばかりの6月に窓口の編成変更は難しいと思いますが、今後の子ども・子育て委員会の答申も視野に入れた上で、次年度以降に子育て窓口の一本化をしていくべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

2番目の質問です。志賀町児童館の活用についてです。

平成28年4月に、志賀地域の小学校の統廃合に合わせ志賀小学校隣地で建設された新放課後児童クラブの開設により、これまで放課後児童クラブの役割を担ってきた志賀町児童館ですが、月に数回のイベントや行事を開催する以外、目立った活用がされていないと感じます。また、単に職員の配置を見るとですが、常勤か都度勤務かはわかりませんが、3名の職員の方が配置されていることになっており、イベントや行事を行う日以外の平日、利用者がおいでるかは少し難しいように思います。

施設内は、私も以前見てきたことがあります。図書コーナー、キッズコーナー、工作室、多目的室、遊戯室、隣接の旧放課後児童クラブのスペース、施設の外は遊具置き場、芝生の庭、一輪車スロープ展望台などがあり、充実した施設で建物自体も非常に痛みが少ないため、放課後児童クラブの賑わいがあったころも鑑みますと、当たり前のことですが非常に寂しく受け取れます。

平成17年9月に策定された志賀町児童館条例の事業目的として、1 健全な遊びを通し、児童の集団的、個別的指導を行うこと。2 児童の健康増進、情操を豊かにするための各種行事等を開催すること、3 子どもの会、母親クラブ等地域活動の育成、助長を図ることと定められており、就園前の児童や保護者の中心的な施設と考えますが、現在、認知度の低さから、せっかくの施設が現況では活用できていないと考えます。当時、電源地域産業再配置促進事業の一環として総工費約1億7,000万円で建設された、投資の十分された施設です。

志賀町独自の子育て支援の一環として、在宅保育者の子育てに関する情報交換

や子どもの悩み相談業務を行うことや、他の観点からも考えるなど活用していくべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

3つ目の質問です。富来鉱山の調査及び現在の進捗状況についてです。本年度予算に750万円が盛り込まれた地域の隠れた魅力発掘事業について、本年3月定例会の町長提案理由説明で、本町には、かつて金銀を生産した富来鉱山があり、その坑道は、側壁のノミの跡や木製支保工、運搬用のトロツコレール等が当時のまま残されており、立ち入りが可能で手が加えられていない状態での坑道は全国的にも珍しく、重要な文化歴史資源ではないかと考えており、新年度においては、坑道及び周辺地域の状況調査や安全調査等を実施し、新たな地域資源としての利活用の可能性について検討していくと述べられました。

その際、町民に対しても、金山についての資料や写真の提供を呼びかけており、観光スポットとしての整備、広報していけば、全国でも珍しい観光資源になることは言うまでもありません。現在の調査取り組みの状況についてお聞かせください。

最後の質問です。ふるさと創生室の今後の取り組みについてです。

本年4月から本町組織内に新たに設置されたふるさと創生室について、現在は、本年3月議会で説明された企業版ふるさと納税の計画や新たな婚活事業、U・I・Jターンへ向けた取り組みを検討していると聞いております。

先般、議会全員協議会で講義に招いた先生から、本町の現在の町政施策が近隣自治体に比べ財政が豊かなためか、施策のターゲットが少しはっきりしていないとの話も聞かれました。講師の先生の話を鵜呑みにするわけではありませんが、全国では、移住・定住ブームに沸く昨今、財源が限られている中、あの手この手を使い、様々なまちづくりを行っている自治体があるとお話を聞きました。

富裕層の高齢者の方々の移住を重要施策にした自治体、逆に、若いファミリー層の移住に特化した施策をとる自治体、工場立地が盛んであることから単身者をターゲットにした自治体など、様々な自治体事情によりどれが正解でどれが不正解とは言えないと感じましたが、まだまだ取り組むべき引き出しは眠っているように思えました。

少し余談ですが、その講義の中で、議員は執行部に取り組みを質すだけではなく、議員自らが視察に行くことはもちろん、視察の受け入れ側に立つことで全国

の議員の方との情報交換の中や、時には陳情なども含めて活発な議員活動を行う大事さも感じました。

執行部におかれましては、このふるさと創生室は、今後、町政の運営の重要な担当部局であり、第2次志賀町総合計画の柱となっていく施策も今後担っていくこととありますが、今後の具体的な取り組みや計画をお聞かせください。以上で、私の質問を終わります。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

福田議員のご質問にお答えをいたします。まず、子育てに関する行政窓口についてであります。

ご質問の子育てに関する窓口の一本化については、福田議員にも委員として出席いただいている子ども・子育て委員会が、先般実施したアンケート調査において意見があったものであります。本町の子育て支援に係る窓口については、住民課と保健福祉センターが担当する業務があり、情報を共有しながら連携をし対応しています。

住民課では、先ほどお話しがあったとおり、母子手帳の交付、児童手当の支給や乳幼児・児童の医療費の助成、保育園に関する手続き、低所得世帯の児童に関する相談など児童福祉に関する窓口業務を担当しています。また、保健福祉センターでは、妊産婦の医療費助成やインフルエンザ予防接種の受診券の配付、育児支援や乳幼児の成長発達に関する相談などの母子保健に関する業務を担当しています。なお、母子手帳の交付や妊産婦の医療費助成については、利用者の利便性の観点から、住民課と保健福祉センターの双方で対応しております。

議員ご指摘のように、これらの子育てに関する手続きは一つの窓口でワンストップで行えることが理想ではありますが、業務の内容や多様な保護者ニーズへの対応などから一本化することは難しいのが現状であります。

こうした中で、今般、母子保健法の改正が行われ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターが新たに規定され、市町村は同センターを平成32年度末までに設置するように努めなければならないとされており、子育てに関する窓口の一本化については、今後、国のガイドラインを踏まえつつ検討をしていきたいと考えております。

次に、富来鉱山の調査、取り組みの進捗についてであります。

富来鉱山は、明治38年に鉱脈が発見され、明治43年に三菱合資会社富来鉱山として操業を開始しました。鉱区は、東京ドームが約70個分、98万4,000坪の面積で、生神には東郷坑と言われる坑道などが5本、広地には2本の坑道があり、鉱脈は生神から広地、七尾市中島地区、新潟県佐渡市へとつながっています。最盛期には246人が働き、年間189キロの金が生産されていましたが、大正10年7月に生神の鉱山は廃鉱いたしました。

富来鉱山の調査、取り組みの進捗としては、地域の隠れた魅力発掘事業として生神地内の旧東郷坑の坑道及び周辺地域の状況、環境調査及び安全調査を専門業者にて実施した結果、坑道等の安全性については概ね安定しており、一部補強は必要であるが、使用には問題ないとの調査結果が出ております。また、金沢大学へ委託している調査研究についても坑道内部から採掘した石英から金の成分も検出されており、今後、その結果を踏まえ、更に調査を進めていきたいと考えております。

このほか、大正9年に早稲田大学で調査された鉱山調査報告書のコピーを提供いただいておりますが、生神から広地に広がる広大な坑道図面と精錬所、当時の精錬方法などが報告書に記され、当時の状況を知る上で貴重な歴史的資産ではないかと考えております。また、三菱合資会社、現在の三菱マテリアル株式会社に坑道の使用について問い合わせたところ、現在はあらゆる権利を放棄しており、自由に開発ができることを確認し、併せて、同社に対し当時の資料調査及びその提供について依頼をしております。

今後は、生神地内の旧東郷坑を、地権者の方の合意を得ながら観光資源として開発を進めていきたいと考えております。具体的には、当時さながらの状態を維持した上で坑道の安全対策を行い、砂金洗いを行えるような体験型観光スポットとして夢を膨らませていきたいと考えております。なお、今一度、しかちゃんをご覧になっている皆さんの中で、富来鉱山に対する情報をお持ちの方は、役場ふるさと創生室までご連絡いただきますようお願いをしたいと思います。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。なお、その他のご質問については、担当課長からそれぞれ答弁させますので、よろしく願いいたします。

出崎茂男企画財政課ふるさと創生室長 はい、議長。

福田議員のふるさと創生室の今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

ふるさと創生室は、第2次志賀町総合計画や志賀町創生総合戦略に掲げた移住・定住や結婚支援、生活ネットワーク再編などの重点施策を推進していく窓口として、企画財政課内に設置されました。具体的な取り組みとして、移住・定住に関しては、従来の住まいづくり奨励金や空家リフォーム再生等助成金、賃貸住宅家賃助成金の広報・受付に加え、本年度創設したふるさと就業促進奨励金のPRを行うなど、本町の特性を生かしながら取り組みを推進しています。

結婚支援においては、町内の企業等を対象とした志賀町出会い協働プロジェクト協議会を立ち上げ、独身者や企業の意識改革を目的としたセミナーの開催、婚活パーティなどを実施していきます。生活交通ネットワーク再編においては、国、県をはじめ、本町の交通路線に携わっている様々な関係機関で構成する法定協議会を立ち上げ、交通調査やデマンド交通の実証実験はもとより、地域や各種団体との合意形成を図った地域公共交通網形成計画を策定し、町民のニーズに見合った交通体制を構築していきます。

更に、ふるさと納税の取り組みにおいて、謝礼品の拡充と併せて企業版ふるさと納税にも取り組むとともに、のと里山空港の利用拡大推進事業や世界農業遺産のPR事業、空き家を活用した地域おこしなども行っていきます。

ふるさと創生室においては、このような地方創生の取り組みを一元的に推進していくことにより、第2次志賀町総合計画に掲げる人口減少対策や時代に合ったまちづくりに取り組んでいきたいと考えており、議員各位におかれましても、今後とも様々なご提案をお願いしたいと思います。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

西清孝住民課長 はい、議長。

福田議員の志賀町児童館の活用についてのご質問にお答えいたします。

児童館では、お茶会やお花、音楽会、全身で音とリズムを感じ取って体で表現する親子リトミック遊びなどの各種活動を毎月行っており、これらの活動を通じて参加者が子育ての情報交換ができる交流の場となっております。平日は、学校や学童保育、学習塾など、子ども達は他の活動が忙しく、児童館の利用者は少なくなっておりますが、週末や夏休みなどには大勢の子ども達が訪れており、昨年

度は約9,000人の利用がありました。

県内他市町の児童館の多くは、年末年始を除くと祝日と毎週日曜日又は月曜日が休館日となっており、平日は午後から開館するところも少なくありませんが、本町の児童館は、祝日と第3日曜日の休館日を除いて、毎日午前9時から午後5時30分まで開館をしております。

このように、本町の児童館は他市町の児童館に比べ開館時間が長く、利便性の高い状況にあり、更に多くの方々にご利用いただけるように広報しかやホームページ、児童館だよりなどを通じてPRに努めていきたいと思っております。

また、議員ご質問の子育ての悩み相談については、児童館に隣接する保健福祉センターに専門の保健師や栄養士が常駐しており、いつでも子育てに関する相談を受け付けておりますし、その他、子どもの定期健康診査に合わせ小児科医によるすくすく子育て相談を実施し、妊娠から出産・育児までの相談も行っておりますので、児童館と同様、お気軽にご利用いただきたいと思います。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 4番 南正紀君。

南正紀議員 はい、議長。

おはようございます。4番 南正紀です。今任期も折り返し点を過ぎました。今後ますますの精進をお誓いしますとともに、今回もこの場に立たせていただく機会を与えていただいた町民の皆様方に感謝申し上げ、先の通告に従い質問をいたします。

先般実施されました海外視察におきましては、非常に有意義な内容であり、今後の議員活動に必要な知識、見識を若干なりとも高めることができたと思っております。その研修の過程で感じた、当町と重なる共通の問題点等に関する2点の質問をさせていただきます。また、答弁におかれましては、視察に同行いただいた庄田副町長にもお願いするものであります。

最初に、将来における労働力確保についてお尋ねいたします。

先進国においては、安価で豊富な労働力を求め海外進出する企業が後を絶ちません。我が国においても、長引く景気の低迷や人口減少に伴い経済規模の縮小が懸念される中、海外市場、とりわけ先進国を上回る高い経済成長を続け、今後も更なる成長余地が期待される新興・途上国市場を確保することが避けられない状

況下にあります。日本貿易振興機構ジェトロのアンケート調査においても、大企業のみならず中小企業においても、輸出、海外展開に積極的な回答が寄せられており、7割を超える中小企業が、今後3年程度の間海外展開の規模拡張を図るとしています。

中小企業が海外進出する理由は、必ずしも円高や震災による電力不足などではなく、6割を超える企業が海外での需要の増加を理由に挙げております。加えて、海外での需要の増加を進出の理由としている企業の多くが、取引先の企業が海外展開したために非自発的に進出せざるを得なかったとの調査結果もあります。

今回の視察において調査に訪れた、能登中核工業団地に進出する上田鍍金株式会社の関連企業、ウエダプレーティング・マレーシアにおいてもマレーシアに進出した際の最大の理由は、取引先企業がマレーシアに進出するにあたり、部品供給を現地生産で行ってほしいとの要望に沿う形で決断したと聞きました。国内外に積極的に事業展開する企業の実情を再確認いたしました。

さて、こうした海外ビジネス、輸出、直接投資を行う中小企業について、中小企業庁が調査を行った結果、約6割が人材について、いるが不足している又は必要だがいないと回答しています。更には、従業員数300人以上の中小企業においては、9割を超える企業が同様の回答をしています。人材の不在、不足による影響については、海外市場で見込んでいた売上・利益を達成できないや海外拠点を増設できないなど深刻なものとなっています。

ウエダプレーティング・マレーシアにおいても、地元のマレーシア人を雇用したいが、国の急速な発展に伴い人材不足が深刻化し、106人の従業員のうちマレーシアの労働者は60人に過ぎず、残りをミャンマーやバングラデシュなどの海外の労働力に頼っているとのことでありました。

一方、国内や当町においても同様の問題点が顕在化しています。ある財団の調査によると、企業誘致の取り組み状況については、ほぼ8割の自治体で取り組んでおり、これから取り組むを含めるとその割合は9割に達します。取り組んでいないや取り組む予定がない自治体については、小規模自治体であったり、東京23区のように大都市地域に所在し、土地利用上の制約などから企業誘致を行えないケースがほとんどであり、実質的には、すべての自治体で行われているのが実情です。

企業誘致の目的、企業誘致に期待する効果については申し上げるまでもなく、雇用機会の確保、税収の確保が挙げられますが、昨今の厳しい雇用環境下にあつては、企業誘致の手法も問われています。企業が進出する際の判断基準については、工場等を誘致する際の用地整備、遊休工場等の情報提供、特定の業種、業態等に対する優遇措置、条例、規制緩和等の実施などが挙げられます。これらについては、当町においてはかなり高いレベルで対応できていると評価できます。しかしながら、進出を検討する企業のうち、約4割が重点課題と挙げている現場作業員やパート・アルバイトなどの労働力確保や、近年重要視されてきた技術者など高度な人材の確保・育成については、現状ではクリアされているとはいえません。

企業誘致と人材との関係を考察した場合、有効な手立ては非常に難しい状況にあるといえます。人口増加期であれば産業間の流動性にも期待できるでしょうが、人口減少時代の現在においてはほとんど期待できません。失業率においても、近年は低下を続け、完全雇用状態に近いものとなっております。ただ、業種・業態間で差が生じていることも確かではありますが、人材が企業誘致・立地に対し、大きな影響を与えていることも事実であります。

今後の企業誘致に際しては、これまで以上に人材の確保が切実な問題であることを再認識した次第ではありますが、加えて申し上げますと、能登中核工業団地に古くから進出した企業においては、進出した当時に採用した従業員が定年を迎えるにあたり、代替の従業員確保に大きな不安があるとの声もあります。

小泉町長におかれましては、就任以来、企業誘致に汗をかき実績を上げてきたとともに、第2次志賀町総合計画においても企業誘致を重要視しておられますが、当町の将来における人材確保については、どのようなお考えをお持ちでしょうか。優秀で豊富な人材を擁することは企業誘致の最重点課題とも言えます。その具体策について詳細な説明を求めます。

続いて、移住者コミュニティへの支援についてお尋ねをいたします。

クアラルンプールにおいて、移住定住策の研究のために、日本からの移住者、石原ご夫妻と懇談を行いました。石原氏は、移住先の選択肢として国内の数か所も候補に挙げていたとのことで、我が志賀町も検討されていたとのことであります。趣味のゴルフ場を有し、風光明媚で食文化も豊かな当町に大きな魅力を感じ

じながらも、北陸特有の厳しい冬季の気候がその選択を拒んだとのことであり、当町に移住する際の阻害要因であることを痛感いたしました。

また、石原氏の移住については、リタイヤ後の余生を充実させるものであり、生活費を年金の範囲内での考え方にしており、物価等が安価な海外にその地を求めることにしたとのことでありました。石原氏との懇談を通じ、移住、定住候補地として当町を選択いただくには、デメリットを上回る優遇措置、優遇策の必要性も実感されました。

都市部における団塊の世代の大量退職やゆとりや豊かさ志向による国民のライフスタイルの変化、U・J・Iターン等の普及等による都市から地方への移住・交流の機運の高まりにより、各自治体の取り組みは確実に拡がっており、自治体間でしのぎを削る状況となっております。

そのような環境下、重点的に行うべき移住者支援策に、移住者コミュニティに対する支援が挙げられると考えます。クアラルンプールでの調査においては、クアラルンプール日本人会館を視察いたしました。旧の日本人学校を改修し、滞在邦人の交流施設として利用されている施設であります。当会館においては、文化・スポーツのサークル活動が数多く行われているとともに、憩いの場としての機能を有したコミュニティ施設となっていました。

異国の地において、日本人同士で情報交換をするにはうってつけの場であり、移住間もない方にとっては心強い貴重な空間であり、国内においてもこのような機能は重要であると考えます。移住・定住については、その土地の魅力は当然として、移住先での人間関係の構築等も重要視されております。

当町内においても移住者コミュニティが独自に形成されていると聞きますが、数々の問題点も有しているようであります。大きな期待を抱き当町に移り住んでいただいた方々の中には、思わぬ不安や困惑を抱えた方もおられることでしょう。それらの方々が情報を共有し、問題を解決するためのコミュニティは不可欠であり、今後新たに移り住もうとする移住者にとっても当町を選択いただく基準として大きな要素であると考えます。町として、このような機能にどのような支援ができるのか、その方針をお聞かせください。以上で質問を終わります。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

南正紀議員の将来における労働力の確保についてのご質問にお答えをいたします。

現在、能登中核工業団地の企業数は過去最高の33社となり、従業員数は10年ぶりに1,000人を超えたところでありますが、立地企業においては、従業員の確保に苦慮している状況となっております。町では、これまでハローワークや羽咋雇用対策協議会と連携をし、能登地域の高校の校長、進路指導担当者との面談や県と能登地域の市町が共同で開催する、大学3年生を対象としたのと就職フェアでの企業説明会において町内企業への就業をアピールしてきましたが、団地内での新規の企業進出や立地企業の増設が相次いだことから、人材不足が解消されていないのが現状であります。

そこで、昨年度、新たな試みとして能登中核工業団地内の企業の協力のもと、高校生184名を対象に企業見学会を実施しました。また、ハローワークと連携をし、団地内企業の職場説明会並びに面接会を開催した結果、50人の来場者のうち10人が採用され、人材の確保につながる成果が得られたと考えております。本年度も7月16日及び10月下旬に、団地企業を含む町内企業による高校生を対象とした職場説明会並びに面接会を開催する予定であります。

また、県と能登地域の4市5町で組織する能登地域活性化人材確保推進実行委員会と連携をし、高校生とその父兄を対象に能登地域で働く先輩が直接仕事の内容や地元で働く魅力を伝える、ふるさと就職理解促進事業にも積極的に参加していきます。更に、外国人技能実習生受入事業やふるさと就業促進奨励金制度の活用も周知していきます。

本町の産業振興において、新たな企業誘致も重要ではありますが、町内企業の人材確保等に対する支援も重要であると認識しており、引き続き、町が直接相談窓口となり、いしかわ就職定住総合サポートセンターや石川県産業創出支援機構等とも連携をし、町内はもとより、能登地域全域での人材確保や町内企業が求めるニーズに対応した取り組みを推進していきたいと考えております。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。なお、移住者コミュニティへの支援についてのご質問は、海外視察に同行した副町長から答弁させていただきますので、よろしく願いをいたします。

南政夫議長 庄田副町長。

庄田義則副町長：はい。

南正紀議員の移住者コミュニティへの支援についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、先般の視察には私も同行させていただき、現地の土地柄、気候に触れ、経済情勢、住民生活などを直に見て、話を聞くことにより、得るものも多く有意義であったと思っております。その中で、クアラルンプールにおいて、移住者の生活状況を見て生の声を聞き、移住先を決めるには、移住に関し相談できる人・組織があること、直接現地を確認することの大切さを感じたところであります。

また、すべての人が移住先においてコミュニティを求めているわけではない、どちらかという人間関係を避けたい人もいるのではないかと、といったようなことを感じたところであります。これらを踏まえ、議員のご質問にお答えいたします。

本町の移住者コミュニティとしては、能登志賀の郷リゾート内で各種イベントを行うコミュニティや若手経営者の集まり、趣味のサークル活動など、民間主導のコミュニティが形成されております。また、笹波区においては、移住者を地域に受け入れ地域の行事に参加するなど、住民の一員となって生活し、集落の神社で結婚式を行い、集会所で披露宴を行った事例もあります。この他にも、移住してきた子育てママの集まりもあり、昨年度は移住体験を実施した際に、移住を希望する子育てママとの意見交換会を実施いたしました。

このような移住者のコミュニティがある一方で、移住者のニーズは、コミュニティに参加したい方からまったく関わり合いたくない方まで多様であります。このことから、町ではふるさと創生室において、移住の相談の際に十分な聞き取りを行い、移住者のニーズにマッチした移住先やコミュニティを紹介しているところです。さらにSNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用した能登半島しかまちぐらしを立ち上げており、移住者の情報交換や町への問い合わせに活用され、移住後のフォローアップにもつながっております。

今後も、本町の移住相談総合窓口であるふるさと創生室や能登半島しかまちぐらしでの情報発信に加え、今後、移住の相談を支援していただく町内外の相談員、仮称ではありますが、志賀町移住アンバサダーの登録制度を設けるなど、移住者の

更なる支援につなげていきたいと考えております。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

(午前10時43分 下池外巳造議員退室)

南政夫議長 6番 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

おはようございます。通告によりまして3点質問していきます。まず最初に、水俣視察をされた率直な感想をお聞きいたします。

広域圏議会に同行され、4月に水俣を視察してきたと聞いています。水俣からは、かつての同僚で、現在、市会議員をされている方から視察に対する御礼があったことを、広域圏議会議員の皆さんも含めてお知らせしておきます。

今年で水俣病は公式確認61年となります。例年5月1日には、犠牲者慰霊式が開催されています。昨年は熊本地震の影響で11月に開催されていました。公式確認ということですから、非公式には既に昭和20年代から猫がよろけるとか、かもめなどの鳥が飛べずにいるといった報告がされていました。当然、漁師や魚を買って魚を食べた人にも何らかの影響がありました。それが、昭和31年5月1日に水俣保健所に届けられたことにより、公式確認として記録されるようになったわけです。

私は、今から38年前に水俣に行き5年間活動をしていました。当時の水俣と現在の水俣では様変わりをしてはいますが、今でも水俣病の申請者が出ており、根本的な解決には残念ながら至っていません。私がかつて住んでいた頃のように、現在は、水俣病患者と市民の間には大きな溝はありません。それは、地域の絆を取り戻す、もやい直しの政策を掲げた元市長吉井正澄さんの努力が大きいと思います。そして、環境モデル都市としての新しい水俣を提唱し、今日に至っているという歴史があります。

(午前10時46分 下池外巳造議員入室)

水俣市では、視察の中心、ごみ処理関係の施設はもちろんのこと、水俣市立水俣病資料館も視察したことと思います。資料館は、数年前に私が訪ねた時からすると、昨年の委員会視察時には展示替えが行われており、チッソの作った製品が展示されていないことに対して私は残念に思っています。何故かと言いますと、チッソと私たちの日常生活とのつながりが見えなくなってしまったことです。

たとえば、パソコンなどに広く使われる液晶の技術、ビニールホースが自由に曲げられるようにした技術、卵のパックなどプラスチック関係は、すべてチッソの開発した技術です。昭和30年代まではチッソは日本一の企業でした。短い時間で、様々な歴史を抱える水俣市を訪ねての率直な感想をお聞かせください。

次に、障害者差別解消法についてであります。

障害者差別解消法が施行されてから1年以上になりますが、この法律の認知度の低さが、先ほど開催された志賀町心身障害者福祉協会での研修会に講師として参加された県の担当者からも報告されています。また、障害者の人権侵犯事件として法務省が救済手続きを行った件数が292件に上るといいます。同時に、法律の周知が進んでいないか、まだまだ不十分な点も多く、法律の施行後も差別が横行している実態が明らかになっていると報道されています。

この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会を作ることを目指しています。この法律では、不当な差別的な取り扱いと合理的配慮をしないことが差別になると規定されています。それでは、不当な差別的取り扱いとは、その規定に障害があるという理由でスポーツクラブに入れないこと、アパートを貸してもらえないこと、車イスだからといってお店に入れないことなどは、障害のない人と違う扱いを受けているので、不当な差別的扱いであると考えられます。他に方法がない場合などは不当な差別的取扱いにならないこともありますと、例を挙げています。

それでは、合理的配慮をしないこととは、聴覚障害のある人に声だけで話す、視覚障害のある人に書類を渡すだけで読み上げない、知的障害のある人にわかりやすく説明しないことは、障害のない人にきちんと情報を伝えているのに、障害のある人には情報を伝えていないこととなります。障害のある人が困っている時にその障害に合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことが合理的配慮と言います。

障害者差別解消法では、役所や会社・お店などが、障害のある人に合理的な配慮をしないことも差別となりますと解説されています。また、役所と会社・お店などではちょっと違うところもあります。それは、合理的配慮については、役所はしなければならないのに対して、会社やお店などはするように、努力義務となっていることです。この法律が施行されてから1年以上になりますが、志賀町

では、法律施行前から実施されている項目等もありますが、全町に見たときはまだまだではないでしょうか。全町的に見て、法律に対する認知度はどの程度まで理解されていると認識されているのか。また、法律を広く知ってもらうための対策等などは考えているのか伺います。

最後に、民生委員と行政の間には必要な情報が共有されているのかをお聞きします。

民生委員にも守秘義務があることは法律でも規定されており、民生委員の原則であることは民生委員の皆さんも十分承知しています。民生委員の職務には、法律でも、住民の生活状態を必要に応じて適切に把握しておくこと、援助を必要とする者が福祉サービスを適正に利用するために必要な、情報の提供その他の援助を行うこと、町は民生委員の活動に支障を来さないように協力したり、連携していくことが法律でも謳われています。

高齢化社会と言われて久しく、地域福祉の一翼を担っている民生委員の皆さんの負担がますます増えることが各方面より指摘されています。よりよい地域社会を創造していくためには、地域住民が置かれている状況について行政と情報を共有しておかなければなりません。これまでに、必要以上の個人情報の守秘義務に縛られて災害時には救助活動が混乱した例が、2015年の記録的な豪雨での茨城県常総市での安否確認が遅れた例や、今年発生した県内でのはしかの発生で、はしかの拡大防止かプライバシーかで情報公開を悩む行政担当者についての報道もありました。

志賀町では、2012年に電気が止められて死亡した親子の事件以降、民生委員の皆さんとの連携が改善されているとは思いますが。また、電力と覚書を交わすに至っては、県内でも先駆的な役割を果たしたと聞いています。もちろん個人情報に配慮すべきは配慮し、必要な情報は共有しながら今後の高齢社会や地域社会のために協議しながら、よりよい方向へ持って行くべきと思いますが、町長の考えをお聞きします。

今年は、民生委員制度ができて100周年という記念すべき年でもあります。近年では、都市部においてはなり手不足、職務の多様化から民生委員の不足が常態化していることも報告されています。これは都市部だけではなく、過疎化が著しい地域においてもなり手不足は深刻な問題として迫ってきています。自治体か

ら期待される職務範囲は広がってきているが、職務範囲が広がるほど求められる能力も高くなってきているという指摘もあり、直近の課題として論議を深めることが求められていることは間違いありません。

以上を述べまして、私の質問を終わります。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

堂下議員のご質問にお答えをいたします。まず、水俣視察の率直な感想についてであります。

去る4月26日から28日にかけて羽咋郡市広域圏事務組合の行政視察に参加をし、環境モデル都市、水俣市の取り組みを研修してきました。その際、堂下議員のかつての同僚の方には大変お世話になりました。この場をお借りして、紹介をいただいた堂下議員に御礼を申し上げます。

皆様方もご承知のとおり、水俣病は、チッソが塩化ビニールなどの製造過程で副生されたメチル水銀を流し続けたことにより、汚染された魚介類を摂取した住民が手足のしびれや運動障害などの神経系疾患を発症したものであります。水俣病が発生した当時、患者の皆さんは伝染病などと疑われたり、認定申請に至っても、いわれのない差別や偏見を受けるなど住民同士の対立も起こったと説明を受けました。同市では、水俣病の教訓を活かし、この悲劇が二度と繰り返されないよう環境都市への取り組みが進められております。

今回、水俣市を視察した感想であります。私たちの豊かな生活や事業活動を営む上で、環境に与える負荷について正しく理解するとともに、行政と町民が対話をし協働する取り組みの考え方は、各種事業を推進していく上で非常に重要であると再認識したところであります。

次に、民生委員と行政の情報共有についてであります。

近年、民生委員の活動に対しては、地域における多様な生活課題の顕在化により期待される役割はますます大きくなっていると言えます。ご質問の民生委員と行政の情報の共有については、個人情報保護法が施行以降、地方自治体が保有している個人情報の取扱いについては条例により定めることとされております。

しかし、一部には、いわゆる過剰反応とも見られる対応により、従来提供されていた情報が提供されなくなるなど、条例の適切な解釈・運用が求められている

ところでもあります。また、東日本大震災以降に災害対策基本法の改正があり、災害時の避難活動において、第三者の支援を必要とする避難行動要支援者名簿の作成が全国の市町村に義務づけられております。

このことから、本町においても高齢者の一人暮らしの方や障害のある方など、災害時において何らかの支援を必要とする方の名簿を作成し、その中で、個人情報の開示に同意した方は、民生委員をはじめ区長、消防や警察などの関係者に対し情報提供をしているところであります。

個人情報開示の原則は、人の生命、身体又は財産の保護のため必要とする場合以外は本人の同意が必要となっており、むやみに開示することはできません。民生委員の日常的な見守りなどの活動が、災害時における避難行動や適切な福祉サービスを提供する上でも重要であることから、必要と思われる情報についてはお互いに共有をし、民生委員の活動に支障が生じないように配慮していきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。なお、障害者差別解消法についてのご質問は、担当課長から答弁させますので、よろしく願いをいたします。

南政夫議長 川畑健康福祉課長。

川畑智健康福祉課長 はい、議長。

それでは、堂下議員の障害者差別解消法についてのご質問にお答えします。

ご承知のとおり、この法律は昨年4月に施行され1年余りが経過しておりますが、この間、事業者や各種団体などの研修でも障害者差別解消をテーマとして取り上げられ、少しずつ周知されつつありますが、まだまだ認識不足であると捉えております。

本町におきましても、先般策定した、第2次志賀町地域福祉計画のアンケート調査における項目で、障害のある人に対する理解や差別解消についての問いに対し、進んだ・少し進んだの回答が27.1パーセントに対し、進んでいない・あまり進んでいないの回答が31.4パーセントと、進んでいないと実感する回答者が多い結果となっており、本町としても、引き続き出来るだけ多くの方に周知を図れるよう取り組んでいきたいと考えております。

また、町では、障害を理由とする差別解消に対し適正に対応するため、昨年、

職員対応要領を策定し、本年1月には役場庁舎内において、障害者差別解消法を考えるをテーマに民間の講師を招いて接遇研修を開催しております。この研修では各課受付窓口職員だけでなく、アクアパーク シ・オン、総合体育館、やすらぎ荘や地域福祉センターなど指定管理施設も対象としたところ、34名の職員が受講し、事例に基づくグループワークや疑似体験など、実践的な研修が行われ非常に好評であったことから、今後も定期的に継続していきたいと考えております。

また、本年4月1日に本町を含む羽咋郡市3市町の合同による障害者差別解消支援地域協議会が設置され、委員には、市町商工会の代表者も参加されていることから、事業所や商店などへの周知についても連携し、障害を理由とした差別解消を図っていききたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 6番 堂下健一君。

堂下健一議員 若干、質問をさせていただきます。

水俣視察におきまして、おそらく、この水俣病の資料館で本をいただいたと思うんですけど、もしあれだったら、担当課長が昨年もらっております。この本の中にかなり詳しく歴史等を含めまして書いてありますので、更に精進されて勉強されたほうがいいと思います。

あと、先ほど紹介しましたけども、当時の市長でありました吉井正澄さんが最近本を書かれております。その中でいろんな苦労話とか、国なり、環境省なり、県に対して交渉に行った話とか含めまして大変わかりやすいものを書いておりますのでぜひ参考にされて、水俣病は町政を進める上でもいろんな意味で参考になると思いますので、ぜひとも買って読んでいただきたいと思います。

障害者差別法の問題でありますけども、町民の皆さんの理解度なり、その進んだかという回答ですけど、高いのか少ないのか、比率が高いのか低いのかと言われても判断に苦しみますけど、いわゆる、あらゆる場を利用して周知徹底していくことが大事かと思っております。それで、例えばですね、今月から町政懇談会が始まりますんで、そういう場で担当者の方からこういう問題があるんだということで、ただ残念ながら認知度なり、2割、3割程度だということですので、それに対するわかりやすい説明を、せっかくの機会ですのでぜひ検討してほしいと思います。以上です。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

堂下議員の再質問にお答えをいたします。まず、水俣病の視察の率直な感想についての再質問であります。先ほど堂下議員が言った本などを購入して読ませていただき、行政と町民との対話をしっかりとすね、協働する取組みについての考え方についてしっかりと学んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

またすね、障害者差別解消法についての再質問でありますけれども、今後すね、いろんな場において、そのことについても町民に対してお知らせをしてすね、理解をしていただくよう取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

南政夫議長 1番 中谷松助君。

中谷松助議員 はい、議長。

日本共産党の中谷松助です。私は、本年第2回定例会に際しまして、6点の質問をさせていただきます。まず初めに、下水道料金の改定についてであります。

予定では来年、平成30年度から、志賀地域の下水道料金を値上げすることになります。一般家庭の1か月あたりの使用量を20立米としますと、志賀地域の世帯は約2倍に跳ね上がります。合併してこの間、消費税増税、年金の切り下げ、この6月からは郵便ハガキが10円も上がり、バターやビール類、車のタイヤも値上げへ、じわりじわりと圧迫され続ける中、2倍の値上げは余りにも大きいものです。

合併時協定があるというものの、現時点での状況判断もあり得ることではないでしょうか。やはり、負担は低い方に合わせるという合併の主旨に則り、逆に、高い富来地域の下水道料金を低い方の志賀地域に合せて調整できないものではないでしょうか。

そこで、今現在、富来地域の下水道料金支払い戸数はどれだけで、志賀地域に合せて値下げした場合、20立米の平均使用として、どれだけ一般会計からの繰り入れとなるのでしょうか。決して無理な額ではなく、本町の財政的体力からすれば可能なことと思っておりますが、町長の見解をお伺いいたします。

次に、就学援助制度についてであります。

就学援助は、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して市町村が行う援助制度です。この制度について、一つは、文部科学省は、要保護者に対する就学援助の新入学児童・生徒学用品費等、いわゆる入学準備金について今年度から補助単価を約2倍に拡充しました。本町でもそれにならって、今までどおり準要保護者も含めて実態に即した入学準備金の増額を求めます。

2つ目は、この入学準備金の支給時期についても、文科省は、中学校は入学前でも可能であることを明示し、また、小学校については、交付要綱を改正し入学前の支給を可能にしました。よって、本町でも入学前にこそ必要な費用ですので、入学前の2月、3月の支給を求めます。

3点目は、子どもの医療費窓口無料化についてであります。

自治体独自の子ども医療費助成の窓口無料、いわゆる現物支給に対して国が国民健康保険の減額調整措置、いわゆるペナルティを設けている問題で、国はようやく就学前までは来年度から廃止することになりました。窓口無料化をしてもその部分だけは減額されないということでもあります。富来病院、志賀クリニック、そして、広域圏医療機関、羽咋病院などを使って、早めの受診で医療費の抑制を図るためにも、子どもの医療費窓口無料化を求めます。

次に、4点目は、町内、国道・県道沿い・のと里山海道3インターの除草についてであります。

先日、あるコンビニエンスストアで、外国人のサイクリングツアーの一行に出会いました。毎年、これからの時期、サイクリングを楽しんでいる方々を見受けます。ただ、そこで気がかりなのは、道路沿いの草や雑木の繁茂であります。

ガードレールが隠れていたり、法面や道路沿い植え込みなどにある道路標識や地名観光用案内看板などが見えにくくなっています。せっかくの来訪者のためにも、通行車両のためにも、安全確保の観点から、国道・県道沿いの除草、雑木伐採を県にも国にも強く求めていただきたいと思います。また、町内3つののと里山海道インターチェンジの出入口の除草・伐採もしっかりお願いしたいと思います。特に、進入線は安全確保の上からも重要です。引き続き、本年も県に強く申し述べていただきたいと思います。

5点目は、輪島市大釜地区産業廃棄物最終処分場建設計画についてであります。以前お聞きした中において、最終処分場建設を容認したかのような最終処分場

への走行ルートの説明がありました。建設される場合、当然、最短距離の本町内の道路を通過しての走行要請が出てきます。そのような中、本町の管理下にある広域農道も選択肢の一つとも取れる町長のご発言がありました。広域農道は構造的に国道よりも薄く、アスファルトは厚さ5センチメートルの一枚舗装です。大型車の走行が増えることで路面損傷が増え、将来にわたり莫大な修繕費が嵩むこととなります。また、産廃用運搬車両に付着した有害物質が沿線を漂い、半世紀に渡って生活環境を脅かすことにもなります。

この9日から縦覧開始された環境評価書には、低レベルとはいえ放射性廃棄物の搬入も記されていました。何よりも廃棄物は、発生者、発生地処理が原則です。発生するものは無害にして処理をすることです。また、ほぼ日本でしか繁殖しない貴重な鳥ミゾゴイの営巣の可能性が高いふるさとの山、能登富士の山ふところに有害物を含む毒まんじゅうを埋めるような産業廃棄物最終処分場の建設は絶対に認めないよう、県に強く申し述べていただきたいと思えます。

最後に、志賀原発についてであります。

今、日本の原発の再稼働による後戻りが加速しようとしている中、4月2日付け新聞が、東京電力福島第一原発事故の対応費用について、民間シンクタンク日本経済研究センターが総額50兆から70兆円に上るとの試算結果をまとめ、国民負担が大幅増の恐れがあり国の原子力政策の見直しが必要だとの提言を載せていました。このことは、それこそ一旦原発事故が起きれば取り返しがつかず、どれだけ費用が掛かるか分からないということでもあります。

コストと言えば、これほどコストの掛かるものはなく、まさに大変な国富の喪失であります。原子力規制委員会の基準に適合と判断されても、それは安全を保証するものではなく、電力会社はおろか、自治体にも政府にも科学者にも安全の保障などしようがないことがはっきりいたしました。

そして、もう一つの動きは、福井県高浜町の野瀬豊町長が、当地原発で増え続ける使用済み核燃料の扱いについて、現在保管している原発内のプールから取り出し専用の金属容器に入れて保管する、いわゆる乾式貯蔵を原発敷地内で進めることも選択肢との認識を示したとの報道がありました。つまり、地元にいつまでも使用済み核燃料が残る可能性があるということでもあります。本当に無責任な話であります。

そういったことから、これ以上、原発の稼働はしてはならないのではないのでしょうか。即刻、北陸電力に志賀原発の廃炉を求め、未来につながる自然再生エネルギーへの転換を求めるべきではないのでしょうか。町長の見解をお伺いいたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

中谷議員のご質問にお答えをいたします。まず、輪島市の産業廃棄物最終処分場建設計画についてであります。

言うまでもなく、産業廃棄物処分場の設置許可権者は県知事でありますので、建設の可否について私が意見を言う立場にはないことをご理解いただきたいと思います。ただし、町としては、事業活動に伴い環境に与える影響を抑えるとともに、住民生活に不安や支障を来さないよう今後締結する環境保全協定に基づき適切に監視をしていきたいと考えております。なお、処分場建設計画の現在の状況については、後ほど担当課長から説明をさせます。

次に、原子力発電所についてであります。

志賀原子力発電所につきましては、現在、原子力規制委員会において法律に基づく新規制基準への適合性に関する審査が行われております。審査会合では、科学的根拠に基づき厳格な審査が行われているものと考えており、町としては、引き続きその動向を注視していきたいと考えているところであります。なお、将来的な使用済核燃料の最終貯蔵方法等については、安全確保を前提に国や事業者において検討がされているものと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。なお、その他のご質問については教育長及び担当課長からそれぞれ答弁させますので、よろしく願いをいたします。

南政夫議長 守田教育長。

守田廣三教育長 はい、議長。

中谷議員の就学援助制度についてのご質問にお答えいたします。

本町では、就学援助費は準要保護世帯に対して給食費の全額及び新入学学用品、学期ごとの学用品について、一定額の助成を行っているものであります。

まず、ご質問の新入学学用品の支給時期についてであります。昨年の12月議

会でも答弁させていただきましたが、現時点で保護者から支給時期を早めてほしいという申し出はございません。

中谷議員ご承知のように、準要保護世帯は前年所得により判定されることから、前年所得が確定する6月に決定し該当者に支給しております。所得の確定しない入学前に支給することは、支給後に非該当となった場合には返還を求めなければならないことや支給後、新年度を機に転出した場合などの課題もありますので、現在のところ考えておりません。

次に、新入学学用品の支給額についてであります。

本町では、準要保護世帯に対する国庫補助制度が廃止された平成17年度以降も町単独事業として小学1年生に19,900円、中学1年生に22,900円を支給しておりますが、この度、国の要保護世帯の単価が改定されたこともあり、見直しを検討したいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 西住民課長。

西清孝住民課長 はい、議長。

中谷議員の子どもの医療費窓口無料化についてのご質問にお答えいたします。

中谷議員からこのことについてご質問をいただくのもこれで7度目となります。これまでもご質問にお答えしておりますように、窓口無料化をすることにより医療費の抑制に逆行し、多額の費用がかかることや県内すべての医療機関が対応していない実情もあり、親の利便性が100パーセント確保されていないことから、本町としては導入の考えはありません。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 荒川環境安全課長。

荒川仁環境安全課長 はい、議長。

中谷議員の輪島市の産業廃棄物最終処分場建設計画の現在の状況について、お答えをいたします。

輪島市大釜地区における産業廃棄物最終処分場の建設計画については、今月8日に事業者である門前クリーンパーク株式会社から本町をはじめ、石川県、輪島市に対し環境影響評価書が提出され、現在、縦覧の手続きを進めているところであります。

この中で、廃棄物運搬車両の走行ルートについて、金沢・七尾方面からの搬入は国道249号のほかに、のと里山海道穴水インターチェンジも併用し、車両台数の平準化を図ることとしており、これにより、市街地等での運搬車両の通行が減少するとともに、環境への影響も軽減されるものと考えております。

また、現在協議中である環境保全協定において、運搬車両からの廃棄物の飛散や流出の防止のほか、環境保全対策や交通安全の確保に万全を期すことを求めています。なお、広域農道の走行ルートにつきましては、今後、道路状況の変化に応じて選択肢の一つとして考えられます。このほか、環境省のレッドリスト及び県指定希少野生動植物等への影響については、先般の環境影響評価準備書に係る知事意見を踏まえ、今般の評価書に基づき事業者等において適切に対応されるものと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 関田まち整備課長兼上下水道室長。

関田勝行まち整備課長兼上下水道室長 はい、議長。

中谷議員のご質問にお答えいたします。まず、国道・県道・のと里山海道3インターの除草についてであります。

このことについては、道路管理者である県に確認したところ、車両の通行や歩行者の通行を確保するため、例年、枝木や草木の繁茂期に適切に除草作業を行っているとのことであります。また、道路標識、案内看板などが見にくく、支障がある箇所については早急に対応するとの回答であります。町としては、国道や県道は通行量も多い幹線道路であることから、今後も適切な管理を県に要望していきます。

次に、下水道料金の改定についてであります。

このことにつきましては、昨年的一般質問でもお答えしておりますが、法律に基づき、議員や学識経験者により組織された合併協議会において協議され、議会の承認を得た合併協定書では、下水道整備が完了する翌年度を目途に、旧富来町の例により調整することになっており、今年度で整備が完了することから、平成30年度から料金を改定しようとするものであります。

中谷議員ご指摘のとおり、下水道使用料金としては、志賀地域において使用水量により1.3倍から2倍となります。しかし、水道使用料金と合わせた上下水道

使用料金では約1.2倍になります。一般会計からの繰入金については、富来地域の下水道加入戸数1,854戸で、志賀地域の料金体系に合わせ平成28年度実績ベースで試算すると6億5,700万円に膨らんでしまいます。

更に、今後は、施設老朽化による設備更新や使用量減少による収入の減少も見込まれており、ますます繰入金が増加することが懸念されます。料金を改定することにより町民の皆様にご負担をおかけすることになりますが、改定後の料金は近隣市町と比較しても安価であることや更に繰入金が増加していく状況となることから、合併協定書のとおり改定させていただきたいと考えております。今後は、広報しかやケーブルテレビなどにより町民の皆様への説明と広報活動を行うとともに、加入件数増加についても積極的に取り組んでいきます。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 1番 中谷松助君。

中谷松助議員 はい、議長。

いくつか再質問をさせていただきます。

まず初めに、下水道料金の改定ですけれど、より一般的使用量だと思われます15立米では2.25倍となって年約16,200円の値上げとなります。そして、先ほど言われましたけども、改定した場合の繰越金ですけども、私の計算ではもっと少ないと思っております。あとでまたお聞きしたいと思えます。3,600万円くらいかなと思っていたんですが。いずれにしましても、本町36億円の財政調整基金のほんの一部の取り崩しで、逆に、旧富来町の値下げができると思えますが如何でしょうか。

次に、就学援助制度ですが、支給時期についてですけれども、実施他自治体を睨んで、せつかく国の指導もありますので、ぜひ応えていただきたいと思えます。声といいますと、声なき声もあるということでもあります。

続きまして、門前町大釜地区の産業廃棄物最終処分場建設計画についてであります。低レベルとはいえ、放射性廃棄物の搬入となりますと、従来の産廃最終処分場とは違い、話は振り出しに戻るのではないのでしょうか。産廃最終処分場ではなく、放射性廃棄物最終処分場になってしまうのではないのでしょうか。お金は一時、土地・環境は万年です。能登を全国のごみ捨て場にすることはできないと思えますが如何でしょうか。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

中谷議員の再質問にお答えします。まず、輪島市の産業廃棄物最終処分場建設計画についてでありますけれども、先ほども言いましたように、産業廃棄物処分場の設置許可権者は県知事でありますので、建設の可否については、私が言う立場ではないことをご理解いただきたいと思います。

また、先ほど言いましたように、町としては、事業活動に伴い環境に与える影響を抑えるとともに、住民生活に不安や支障を来たさないよう、今後締結する環境保全協定に基づき適切に監視をしていきたいと考えておりますし、この処分場が最終処分場になることは絶対にあり得ないということも言いたいと思います。

続きまして、下水道料金の改定についてでありますけれども、これについても先ほど言いましたように、施設の老朽化等による設備の更新や使用量の減少による収入の減少も見込まれており、ますます繰入金が増加することが懸念をされておりますので、合併協定書に基づいてですね、今年度整備が完了することから平成30年度から料金を改定しようとしているので、そのことについてもご理解をお願いしたいと思います。以上で、再質問の答弁といたします。

守田廣三教育長 はい、議長。

南政夫議長 守田教育長。

守田廣三教育長 中谷議員の就学援助についての再質問にお答えしたいと思います。

入学前の支給につきましては、前々年度を基準にしております。そういう意味におきまして、前年度支給が現実に近いところから、前々年度支給、あるいは、前年度支給とのバランスを考えて今後検討したいと思います。以上です。

南政夫議長 3番 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 議長。

3番 稲岡健太郎です。通告に従いまして3点質問いたします。

初めに、児童・生徒の安全対策についてお聞きいたします。

本年3月、能登高校の1年生が殺害される事件が発生しました。また、同じ月に千葉県松戸市の小学校3年生の女儿が殺害され、先月5月には東京都台東区で高校3年生の少女が殺害されました。各地で児童・生徒が犠牲になる事件が頻発している中、能登町ではバス停や学校周辺に防犯カメラを設置する方針が示され、

防犯ジャケット等の購入費も計上されたところでもあります。

本町でも同様の対策をすべきだと考えます。まずは、早急に、これは仮称ですが、志賀っ子見守り隊と呼ばれる全町統一された見守り隊を16校区毎に編成させるべきではないでしょうか。第2次志賀町地域福祉計画の中のアンケート調査の項目の一つに、地域全体で子どもを健やかに育てるために特に必要なことという問いかけに対し、地域の子どもへの見守り・声かけを行うというのが、40パーセントを超える1番多い回答でした。また、同計画の中で、町民・地域組織、そして、町を事業主体として、地域住民による見守り隊の活動を推進することが施策の展開として挙げられております。

町としては、予算を計上し、見守り隊の隊員が着用するための全町統一した上着・腕章等のユニフォーム、あるいは車両に張るためのシールやステッカー等の一目で見守り隊と認識できるような、例えばロゴマーク等を作成するべきと考えますが如何でしょうか。また、能登町のように、小中学校近辺やバス停付近への防犯カメラの設置、あるいは公用車等へのドライブレコーダーの設置等についてはどのようにお考えでしょうかお聞かせください。

次に、子ども・子育て支援の拡充についてお聞きします。

不育症という病気をご存知でしょうか。不妊症に比べると一般的にそれほど知られていない病気ですが、毎年妊娠される方のうち数万人は不育症の可能性があるとあります。ある調査では、年間患者数は3万人とも、あるいは7万人以上とも言われ、妊娠女性の2パーセントから5パーセントが直面する計算になり、近年多くなっているらしく、決してめずらしい病気ではないそうです。

この不育症ですが、流産を2回繰り返す反復流産、3回以上繰り返す習慣流産、妊娠22週以降の死産、生後1週間以内の新生児死亡等が症状として挙げられ、妊娠はするけれども結果的に子どもが持てない状態がこの不育症と呼ばれるものでございます。いくつかの原因が考えられますが、不育症の方の80パーセント以上の方が出産できると言われており、原因によっては治療が必要になる場合があります。

現在、本町では不妊症治療の助成は行っておりますが、不育症の治療に関してはまだ何も定められていないように思います。県内では、輪島市、羽咋市、かほく市、能美市、白山市、川北町、宝達志水町、津幡町など、多くの自治体で不妊

症治療の助成事業と併せて行っております。本町でも同様、あるいは他自治体以上の助成を行っては如何でしょうか。お考えをお聞きます。

子育て支援の拡充についての関連で、放課後児童クラブの土曜日の開所についてお聞きます。

放課後児童クラブは、親の共働きの増加と核家族化の進行に伴って、放課後、保護者が家庭にいない子どもをいわゆる学童保育として、保護者等の自主運営や市町村の単独補助による事業として全国的に広がっていったことに始まり、その後は地域の実情に応じて多様な運営によって展開されてきました。

その後、地域ごとの保育内容、保育料、開所日・開所時間等のバラツキのあった運営方法を是正し、子どもの安全・安心を確保するために平成19年度に放課後児童クラブガイドラインが策定され、平成26年度には厚生労働省と文部科学省の共同による放課後子ども総合プランが策定されました。そして、平成27年4月に放課後児童クラブ運営指針が策定され、本年3月には放課後児童クラブ運営指針解説書が示されました。

また、一昨年4月からの子ども・子育て支援新制度の施行を機に放課後児童クラブの質の向上を図るため、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で基準を定めることとされ、本町でも昨年4月から条例が施行されております。その志賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例においては、町は最低基準を常に向上させるように努めるものとしてあります。また、志賀町子ども・子育て支援事業計画の中にも放課後児童クラブの質の充実を挙げております。

現状、第3土曜日のみとなっている放課後児童クラブの開所日をより保護者が利用しやすく拡充するべきだと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

最後に、これは技術的な話になりますが、ブロックチェーンについてお伺いします。

茨城県かすみがうら市では、今年の夏から地域独自のポイント制度を、仮想通貨で有名なビットコインの基盤技術であるブロックチェーンを利用して導入し、地方創生に取り組みます。このブロックチェーン技術は、サーバーを設置することなく、ネットワーク上の各端末にデータを分散することで、低コストかつ高セキュリティで情報を共有できる仕組みです。

同市の地域ポイント制度では、市が主催する観光事業や子育て支援、健康イベントなどに市民が参加した場合、1回当たり数十から数百円分のポイントを個人が持つスマートフォンに付与する仕組みとなっております。ポイントは、市内の小売店や飲食店で利用でき、市は商工会などと連携して協力店の募集を進めるとともに、ポイントを付与する事業の選択、対象事業のポイント数の決定等を現在進めておるところであります。

このブロックチェーンですが、仮想通貨や金融以外の分野にも適用できる技術とされており、電子カルテなどの医療分野やクラウドファンディングなどの資金調達分野、SNSなどのコミュニケーション分野、ゲームや映画などのデジタルコンテンツの分野など、活用事例を挙げると枚挙に暇がないほどであり、大変大きな可能性を秘めた技術であると言えます。

この技術の利活用の動きは国内外で始まっており、NASDAQでは未公開株取引システムを発表し、また、IBM社やマイクロソフト社でも活用事例を発表しております。このインターネット以来の発明と呼ばれる本技術の可能性について、町長はどのようにお考えでしょうか。

現在、運用されているコンピュータによる管理システムの多くはこのブロックチェーンに代替できると考えられております。行政分野に導入を進めることで、今まで初期コストやランニングコストの面で見送られてきた電子入札や、例えば、電子徴税、電子カルテ、婚姻・出産届等の電子申請といったシステムを安価に安全に導入できると考えます。この技術を導入することは行財政をより効率化し、地方創生の先駆けに成り得ると考えますが、町長の見解をお聞かせください。以上で質問を終わります。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

稲岡議員の子ども・子育て支援の拡充についてのご質問にお答えをいたします。

現在、町では、一般不妊治療や特定不妊治療を行っている夫婦の経済的な負担を軽減するため不妊治療費を助成し、子どもが欲しいと願う夫婦の支援を行っているところであります。一般不妊治療については、7万円を上限に自己負担額の2分の1を助成しており、特定不妊治療についても回数を制限せず、

一般と合わせて、年間70万円を上限に助成し、他市町と比べても手厚いものとなっております。

先ほど議員からご説明のありました不育症は、妊娠しても流産や死産、若しくは新生児死亡などを繰り返して結果的に子どもを持たないことをいいます。原因については、夫婦の染色体や子宮形態、内分泌などの異常によるものといわれておりますが、原因が分からない場合もあります。検査や治療はほとんどが保険適用されてはいますが、一部保険適用されないものもあり、特に染色体検査は保険適用外で、8万円から15万円の費用が掛かり、経済的な負担は大きいものがあります。

赤ちゃんを授かったにもかかわらず流産や死産で失ってしまうことは、夫婦にとって大変辛く悲しいものであり、町としては、今後も子どもを産み育てやすい環境づくりを推進していくため不妊治療と同様、不育症治療においても来年度から助成していく計画になっております。ちなみに、昨日、上野動物園でパンダの赤ちゃんが生まれました。安定日まで10日間ほどかかるということですが、順調に育ってほしいと願っております。

なお、学童保育の拡充に関するご質問については、後ほど担当課長から説明をさせます。以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。なお、其他のご質問については、児童・生徒の安全対策については、教育長に説明をさせますし、ブロックチェーンについては、私はまだまだアナログ人間でチンプンカンプンなので、担当課長からそれぞれ証明させますのでよろしくお願いをいたします。

南政夫議長 守田教育長。

守田廣三教育長 はい、議長。

稲岡議員の児童・生徒の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、全国で通学途中の児童・生徒が巻き込まれる事件が頻発しており、本町としても、児童・生徒の安全確保は最優先すべき重要な課題であると認識しております。

町では、毎年の通学路緊急合同点検で通学路の危険個所を把握し、随時その解消に努めるとともに、生徒指導連絡協議会や中高連絡協議会などで情報の共有や対策について協議しているところであります。また、不審者等の情報については、

各学校から保護者に対してメール配信や通知等で注意喚起を行うとともに、必要に応じて巡回等も実施しております。児童・生徒の見守り活動については、富来地域では各バス停や学校周辺でのボランティアによる見守り隊の活動が根付いており、近年の事件を受けて、学校とボランティアが連携を更に強化して児童・生徒の安全に取り組んでおります。

志賀地域では、志賀小学校が開校した昨年度は、旧校下単位でボランティアによる見守り活動を継続しておりましたが、今年5月に志賀地域全体の志賀っ子見守り隊を組織し、学校とボランティアの情報交換を行っております。志賀っ子見守り隊では、ボランティア任せではなく、定期的に学校と見守り隊が協議を重ね、互いの連携と信頼を構築し、犯罪の抑止や交通安全に取り組んでまいります。

なお、志賀地域での新たな組織が定着した時点で、全町的な情報交換・共有を図る場や統一したユニホームやロゴマークなどを検討したいと考えております。

防犯カメラについては、現在、志賀小学校に7台、志賀中学校に8台を設置し運用しておりますが、富来小学校、富来中学校には設置されていないため、本年度中に設置いたします。なお、すべてのバス停や通学路への設置は困難であり、見守り隊の活動や地域への啓発活動を強化することで対応したいと考えております。

ドライブレコーダーの設置については、走行経路の状況や万一事故が起きた場合の原因や瑕疵を確認できることから、まず、町所有のスクールバス、部活バスに取り付けてまいります。また、今後、スクールバス運行委託業者にも設置をお願いしていきたいと考えております。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 門口情報推進課長。

門口和彦情報推進課長 はい、議長。

稲岡議員のブロックチェーンについてのご質問にお答えいたします。

ブロックチェーンとは、インターネット上の複数のコンピューターにより互いの情報を検証しながら正しい記録のみを蓄積していく技術で、近年、金融分野での応用が期待されていると認識しています。茨城県かすみがうら市では、この技術を採用しようとしているものです。同市では、ブロックチェーンの適用範囲を地域ポイント制度のみに限定し、導入を試みているところですが、現在、再検討

を行っており、導入の時期は予定より遅れているようであります。

徴税や住民記録などの行政分野にこのシステムを導入するにあたっては、経済産業省と総務省が昨年度末に合同研究会を立ち上げたばかりであり、十分な検証や実証実験がなされておらず、本町における現段階での導入は時期尚早と考えます。しかしながら、将来、行政で扱う個人情報の安全性の確保や現行システムとの経済比較で優位性が確認できれば検討したいと考えております。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 西住民課長。

西清孝住民課長 はい、議長。

稲岡議員の子ども・子育て支援の拡充についてのご質問のうち、学童保育の拡充についてお答えいたします。

現在、志賀放課後児童クラブでは97人の児童に対し13人の指導員が従事しており、富来放課後児童クラブでは45人の児童に対し7人の指導員が従事しております。昨年度の第3土曜日の利用者は志賀で年間74人、富来で年間72人であり、平均すると、志賀・富来とも1日あたり約6人の利用となっております。運営にあたっては、第3土曜日は午前7時30分から午後7時まで開設しており、志賀・富来それぞれ3人から4人の職員が早番・遅番と交代で勤務にあたっています。

学童保育の仕事は精神的にも体力的にも大変なことから、指導員の確保に苦慮しているところであり、毎週土曜日の開設となりますと利用される児童の数も少なく、現状の職員数と勤務体制では大変難しい状況であると思っております。こうしたことから、開設日の拡充については現在のところ考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

南政夫議長 3番 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 議長。

1点再質問いたします。最後の学童保育の拡充についてのことについて再質問いたします。現在、第3土曜日のみの開所日で利用者が平均6人ということで、少ないということですが、第3土曜日のみというところが利用者にとって預けにくい状況となっていると考えますので、大変難しい、厳しい状況、職員

数、勤務体系等のことで難しいかと思いますが、前向きな検討をお願いしたく再質問いたします。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

稲岡議員の再質問にお答えをしたいと思います。先ほど担当課長からお話がありましたように、指導員の確保に苦慮しているというところでもあります。仮に、指導員の確保ができればですね、その件についても考えていきたいとは思いますが、現状の職員数と勤務体制では大変難しいと言う状況をご理解していただきたいと思います。

南政夫議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

日程第2 町長提出 報告第1号ないし第16号及び議案第36号ないし第43号並びに請願第2号ないし第4号（委員会付託）

南政夫議長 次に、町長提出 報告第1号ないし第16号及び議案第36号ないし第43号並びに請願第2号ないし第4号を、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

（ 休 会 ）

南政夫議長 次に、休会の件についてお諮りします。

委員会審査等のため、明14日から19日までの6日間は、休会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、明14日から19日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、6月20日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

（午前11時57分 散会）